

# 日本下水道協会東京都支部規則

(名称及び構成)

**第1条** この支部は、日本下水道協会東京都支部(以下「支部」という。)と称する。

2 支部は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員

ア 一種正会員 東京都内の日本下水道協会の一種正会員

イ 二種正会員 東京都内の日本下水道協会の二種正会員

(2) 賛助会員 東京都内の日本下水道協会の賛助会員で、支部の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員 東京都内の日本下水道協会の特別会員で、入会した個人

3 支部に顧問を置く。顧問は、東京都をもってあてる。

(事務所)

**第2条** 支部は、事務所を支部長の属する都市に置く。

(目的)

**第3条** 支部は、支部区域内において日本下水道協会の事業を推進するため、諸般の調査研究その他必要な事項を行い併せて会員相互の連絡及び親睦を図ることを目的とする。

(入会)

**第4条** 日本下水道協会の賛助会員又は特別会員で支部に入会しようとする者は、入会申込書に日本下水道協会に入会していることを証明する書類の写しを添えて、支部長に申し込まなければならない。

2 前項の申込があったときは、幹事会においてその可否を決定し、支部長が本人に通知するものとする。

(退会)

**第5条** 賛助会員及び特別会員は、退会届を支部長に提出して、任意に退会することができる。

(役員)

**第6条** 支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 1名

(3) 幹事 若干名

(4) 会計監事 2名

2 幹事及び会計監事は、支部総会において正会員のうちからこれを選任する。

3 役員任期は、2年とし、その終期は任期満了の年の支部総会終結の日とする。ただし、再任を妨げないものとするが、支部長及び副支部長については、8年を限度とする。

(職務)

**第7条** 支部長は、支部に属する会務を掌理し、支部を代表する。

- 2 副支部長は、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 副支部長は、支部長が欠けたときは、速やかに幹事会において後任の支部長を選任するものとし、その間、支部長の職務を代理する。
- 4 幹事は、幹事会を構成し、重要会務を審議決定する。
- 5 会計監事は、支部の会計並びに決算を監査する。

(補選)

**第8条** 幹事に欠員を生じたときは、補欠者を選任する。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず支部長が会務執行上支障がないとみとめたときは、改選期までこれを行わないことができる。

(総会)

**第9条** 支部総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議又は議決する。

- (1) 支部規則を改廃すること。
  - (2) 予算の議決及び決算を承認すること。
  - (3) その他重要なこと。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、支部総会は、支部正会員の5分の1以上から目的を示して請求があったときは、これを開催することができる。

(幹事会)

**第10条** 幹事会は、次の事項を審議又は議決する。

- (1) 支部総会に付議すべきこと。
- (2) 支部総会から委任されたこと。
- (3) その他会務執行上重要なこと。

(会議招集及び議長)

**第11条** 支部総会及び幹事会は、支部長がこれを招集する。

- 2 支部総会及び幹事会の議長は支部長とする。
- 3 支部長は、支部総会及び幹事会に提出しようとする事項を会期10日前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(定足数)

**第12条** 総会は、支部正会員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

- 2 会議の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める以上の同意がなければならない。

- (1) 事業計画及び予算 出席正会員の3分の2
- (2) 事業報告及び決算 出席正会員の3分の2
- (3) 支部規則の改正 正会員総数の4分の3

(議決事項の報告)

**第13条** 支部総会において日本下水道協会の総会及び部会または関東地方支部総会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は、各事項ごとに提案の理由を付し、

関東地方支部長に提出するものとする。

- 2 前項以外の支部総会で議決した事項については、支部長は、速やかに関東地方支部長に報告するものとする。

(経費)

**第14条** 支部の経費は、会費、交付金その他の収入をもってあてる。

- 2 一種正会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 基本額 8,000円

(2) 調整額 前年度関東地方支部会費の16%

ただし、調整額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

- 3 二種正会員の会費は、8,000円とする。

(会計年度)

**第15条** 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

**附 則**

この規則は、昭和40年4月28日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成12年5月12日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年5月9日から施行する。ただし、この規則による改正後の日本下水道協会東京都支部規則第14条第2項及び第3項の規定は、平成18年4月1日から適用する。